

令和2年9月4日開催

第6回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第6回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年9月4日(金)
 2. 開催時刻 開 刻 13時36分
 閉 刻 14時22分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 14人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	菅井	誠
委	員	4番	西原	弘子
委	員	5番	石山	幸一
委	員	6番	大河原	正一
委	員	7番	梶田	政實
委	員	9番	小野	人司
委	員	10番	須藤	智弘
委	員	11番	中村	肇
委	員	13番	岡田	一司
委	員	14番	林	秀和
委	員	15番	上野	邦彦
委	員	16番	鈴木	和弘

5. 欠席委員 4人

委	員	2番	菅井	美徳
委	員	3番	原田喜一郎	
委	員	8番	早川	剛司
委	員	12番	笹原	仁

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	9番	小野	人司
委	員	14番	林	秀和

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地利用状況調査の総括について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

議案第5号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事	務	局	長	広瀬	淳次
主			幹	吉岡	秀利
農地・農業振興担当係長				小川	哲也
農地・農業振興担当係長				原	吉生

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和2年度第6回（R2.9.4）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員14名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。

　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、9番　小野委員、14番　林委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長　諸般の報告）

◆諸般の報告

1. R2. 8. 6（木）13：30～
第5回農業委員会総会
2. R2. 8. 6（木）15：00～7（金）11：30
オホーツク農業委員会連合会第99回臨時総会【紋別市】
欠席
3. R2. 8. 7（金）13：30～
遠軽町農業推進協議会企画指導部会【役場3階大会議室】
広瀬事務局長、吉岡主幹出席
4. R2. 8. 12（水）10：00～16：30
令和2年度市町村農業委員会事務局長研修会【札幌市】
欠席
5. R2. 8. 20（木）10：00～21（金）16：30
農業者年金業務担当者地区別研修会【北見市北見農業会館】
小川係長出席
6. R2. 8. 24（月）13：30～
北海道農業会議臨時総会【札幌市自治労会館】
欠席
7. R2. 9. 2（水）13：30～
オホーツク管内新任農業委員研修会【北見市端野町公民館】
小川係長出席

◆今後の予定

1. R2. 9. 7（月）～11（金）
第5回遠軽町議会（定例会）

新国会長、広瀬事務局長出席予定

2. R2. 9. 8 (火) 13:30～
自作農財産管理担当職員研修会【札幌市第2水産ビル】
吉岡主幹出席予定

3. R2. 10. 中旬 13:30～
第7回農業委員会総会

※R2. 11. 上旬
令和2年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会【北見市
端野町】

R3. 1
令和2年度市町村農業委員会活動強化研修会【札幌市】
新型コロナの終息が見通せないことにより中止

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31
条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承
をお願いします。

それでは、議案第1号「農地利用状況調査の総括について」を議題とし
ます。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地利用状況調査の総括について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 調査年月日

①生田原地域	令和2年	8月27日(木)	午後	1時30分～
②遠軽地域	令和2年	8月6日(木)	午後	2時15分～
③丸瀬布地域	令和2年	8月4日(火)	午前	10時00分～
④白滝地域	令和2年	7月22日(水)	午前	9時00分～

2 調査農地面積

①生田原地域	2, 148 ha
②遠軽地域	3, 053 ha
③丸瀬布地域	837 ha
④白滝地域	1, 845 ha
合計	7, 883 ha

3 調査結果

- ①生田原地域 耕作放棄地該当なし
- ②遠軽地域 耕作放棄地該当なし
- ③丸瀬布地域 耕作放棄地該当なし
- ④白滝地域 耕作放棄地該当なし

4 調査員等

- ①生田原地域 農業委員 4人 事務局 1人
- ②遠軽地域 農業委員 8人 事務局 3人
- ③丸瀬布地域 農業委員 1人 事務局 1人
- ④白滝地域 農業委員 2人 事務局 1人

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 (質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
 従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」5件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
 (事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
 議案書をご覧ください。

その1

- 1 通知者の住所氏名
 賃貸人－紋別郡遠軽町 ●●●
 ●● ●●
- 賃借人－紋別郡遠軽町 ●●●
 ●● ●●

- 2 通知の土地
 所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「2筆合計 60,476」

- 3 通知の理由
 令和元年5月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸

借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ● ●、遠軽町 ● ● ● ●」・地番「● ● ● 内外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「6筆合計 109,929」

3 通知の理由

平成30年7月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その3

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ● ●」・地番「● ● ● 外1筆」・地目「公簿及び現

況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 20,850」

3 通知の理由

令和元年5月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その4

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 68,736」

3 通知の理由

令和2年4月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その5

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 42, 872」
- 3 通知の理由
平成22年12月10日に農業経営基盤強化促進法の規定により使用貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩いたします。(13:51~13:51)

職務代理者 再開します。
これより、議案第2号(その1)から(その4)についての質疑を行います。但し、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:51~13:51)

職務代理者 再開します。
これより、議案第2号(その1)についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号(その2)についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号(その3)についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号(その4)についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号(その1)から(その4)までの審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:53~13:53)

職務代理者 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第2号(その1)から(その4)については、原案のとおり決定したので、その旨をご報告します。

暫時休憩いたします。(13:54~13:54)

議 長 再開します。
次に、議案第2号(その5)についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」13件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号24～33につきましては、賃貸借でございます。

また、整理番号24～33につきましては、農地中間管理事業実施の案件でございます。

従来であれば出し手の設定は利用集積計画で、受け手の設定は農用地利用配分計画で行っておりましたが、4月の法改正により、まとめて利用集積計画で設定できるようになりました。

整理番号24、所在「●●●」・地番「●●外31筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「32筆合計 259,004」・貸主「●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.9.14」・終期「R12.9.13」・期間「10年」・金額(円)「年259,000」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号25、所在「●●●、●●●」・地番「●●外23筆」・地目「公簿一畑、原野、宅地、雑種地」・現況は全て畑」・面積(m²)「24筆合計 289,379.01」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.9.14」・終期「R12.9.13」・期間「10年」・金額(円)「年289,000」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 26、所在「●●●●、●●●●、●●●●」・地番「●●外 12 筆」・地目「公簿－牧場、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「13 筆合計 149,919」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.9.14」・終期「R12.9.13」・期間「10 年」・金額（円）「年 149,000」・支払方法「毎年 12 月 20 日までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 27、所在「●●●●」・地番「●●外 6 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「7 筆合計 96,528」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.9.14」・終期「R12.9.13」・期間「10 年」・金額（円）「年 96,000」・支払方法「毎年 12 月 20 日までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 28、所在「●●●●、●●●●、●●●●」・地番「●●外 37 筆」・地目「公簿－畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「38 筆合計 382,731.76」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.9.14」・終期「R12.9.13」・期間「10 年」・金額（円）「年 382,000」・支払方法「毎年 12 月 20 日までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 29、所在「●●●●」・地番「●●外 3 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4 筆合計 2,370」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.9.14」・終期「R12.9.13」・期間「10

年」・金額（円）「年 2, 0 0 0」・支払方法「毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 3 0、所在「●●●」・地番「●●外 6 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「7 筆合計 4 4, 4 5 1」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 2. 9. 1 4」・終期「R 1 2. 9. 1 3」・期間「1 0 年」・金額（円）「年 4 4, 0 0 0」・支払方法「毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 3 1、所在「●●●」・地番「●●外 5 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6 筆合計 1 5 4, 0 7 4」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 2. 9. 1 4」・終期「R 1 2. 9. 1 3」・期間「1 0 年」・金額（円）「年 4 7 8, 0 0 0」・支払方法「毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号 3 2、所在「●●●、●●●、●●●、●●●」・地番「●●外 4 7 筆」・地目「公簿一畑、原野、雑種地・現況は全て畑」・面積（㎡）「4 8 筆合計 2 5 5, 4 4 6. 0 9」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 2. 9. 1 4」・終期「R 1 2. 9. 1 3」・期間「1 0 年」・金額（円）「年 2 5 5, 0 0 0」・支払方法「毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号33、所在「●●●、●●●、●●●、●●●、●●●、●●●」・地番「●●外178筆」・地目「公簿一畑、原野、宅地、雑種地、牧場・現況は全て畑」・面積（㎡）「179筆合計 1,633,902.85」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.9.14」・終期「R12.9.13」・期間「10年」・金額（円）「年1,954,000」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地中間管理事業により新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号34～36は所有権移転でございます。

整理番号34、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 24,436」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.9.14」・支払期限「R2.12.25」・金額（円）「全筆1,950,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、8月の第5回総会であっせんの申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号35、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「32,965」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.9.14」・支払期限「R2.12.25」・金額（円）「全筆2,630,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、8月の第5回総会であっせんの申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売

買が成立した件でございます。

整理番号36、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 26,722」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●●●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.9.14」・支払期限「R2.12.25」・金額（円）「全筆2,130,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、8月の第5回総会であっせんの申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「整理番号24」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号25」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号26」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第3号「整理番号27」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第3号「整理番号28」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第3号「整理番号29」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第3号「整理番号30」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号31」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 暫時休憩いたします。(14:13~14:13)

職務代理者 再開します。

これより、議案第3号「整理番号32」と「整理番号33」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。(14:14~14:14)

職務代理者 再開します。

これより、議案第3号「整理番号32」についての質疑を行います。

質疑はありますか。

(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号33」についての質疑を行います。
質疑はありますか。

(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号32」と「整理番号33」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。

暫時休憩いたします。（14：15～14：15）

職務代理者

再開します。

●●委員に申し上げます。

議案第3号「整理番号32」と「整理番号33」については、原案のとおり決定したので、その旨をご報告します。

暫時休憩いたします。（14：16～14：16）

議長 再開します。

次に、議案第3号「整理番号34」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号35」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号36」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は
畑」・面積(㎡)「3, 226」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませ
んか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第4号のあっせん委員については、4番西原委員、7
番梶田委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第5号「現況証明願いについて」2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号15、所在「遠軽町●●●、遠軽町●●●」・地番「●●外3
筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「4筆
合計 9, 746」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目
変更登記」・調査員「16番鈴木委員、14番林委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種住居地域にある土地で現況は雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、14番林委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号16、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●外3筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「4筆合計 69,730」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、17番石丸委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、17番石丸委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第5号「整理番号15」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号16」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和2年度第6回農業委員会総会を閉会します。